

令和6年度 第1回水戸市総合教育会議

日 時 令和6年11月7日（木）午後4時
場 所 水戸市役所 4階 政策会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 学校現場における職場環境について

3 閉 会

令和6年度 第1回 水戸市総合教育会議 出席者名簿

1 構成員

所 属	氏 名
水戸市長	高 橋 靖
水戸市教育委員会教育長	志 田 晴 美
水戸市教育委員会委員（教育長職務代理者）	富 田 敏 代
水戸市教育委員会委員	篠 崎 和 則
水戸市教育委員会委員	丸 山 陽 子
水戸市教育委員会委員	内 田 和 子

2 事務局

所 属	氏 名
市長公室長	佐 藤 則 行
総務部長	天 野 純 一
財務部長	長 谷 川 昌 人
市民協働部長	小 嶋 い つ み
教育部長	三 宅 修
政策企画課長	宮 川 孝 光
総務法制課長	黒 澤 純 一 郎
人事課長	成 田 幸 人
財政課長	佐 藤 直 明
教育部参事	鴨 志 田 泰
教育企画課長	湯 澤 康 一
学校管理課長	山 田 規 生
学校保健給食課長	相 沢 秀 幸
学校施設課長	和 田 英 瞽
総合教育研究所長	瀧 健 一
教育研究課長	安 田 理 恵

令和6年度 第1回水戸市総合教育会議

〈議題〉 学校現場における職場環境について

教職員の働き方改革に関するこれまでの経緯

○平成29年4月 教員勤務実態調査（速報値）の公表

時間外在校等時間が、**小学校で月約59時間、中学校で月約81時間程度**であり、
教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

平成29年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31年1月 中央教育審議会
「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」
⇒ 学校及び教師が担う業務の明確化・適切化
(学校・教師が担う業務に係る3分類) など



平成31年1月 文部科学省

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定

〈上限時間〉

1か月の時間外在校等時間	45時間以内	等
1年間の時間外在校等時間	360時間以内	等

※「時間外在校等時間」とは、在校等時間（在校時間に校外での勤務時間を含めた時間）から正規の勤務時間を引いた時間

令和元年12月

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、給特法）の改正
⇒ ガイドラインを指針に格上げ

○令和5年4月 教員勤務実態調査（速報値）の公表

時間外在校等時間が、**小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度**であり、
一定程度改善したものの**引き続き取組を加速**する必要がある。

教師を取り巻く環境①

時間外在校等時間が減少するなどの成果は見られるものの…

依然として時間外在校等時間が長い教師も多く



○時間外在校等時間の推移 (水戸市)

【小学校】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5 茨城県
月45時間超	47.1%	39.0%	34.9%	35.3%	30.2%	21.0%
月80時間超	6.2%	4.7%	3.0%	1.5%	0.5%	0.2%
月平均時間	–	39:40	36:28	37:42	35:07	31:26

【中学校】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	R5 茨城県
月45時間超	64.8%	46.9%	50.4%	50.9%	48.4%	41.8%
月80時間超	17.4%	10.3%	8.7%	5.9%	5.6%	1.4%
月平均時間	–	44:44	44:49	45:03	44:03	40:33

※義務教育学校については、前期課程を小学校、後期課程を中学校としている。

教師を取り巻く環境②

○令和5年度の月80時間超在校者の在校理由（水戸市）

小学校においては、**授業準備や成績処理**が上位となっている。

中学校においては、**部活動指導や授業準備**が上位となっている。

給特法により、
教育職員には「**時間外勤務手当**」
が支給されず、教職調整額として、
給料月額の4%に相当する額が支
給されている。

【小学校】

主な理由	
1位	授業準備
2位	成績処理
3位	教職員間調整
4位	家庭訪問・電話連絡
5位	校務分掌事務

※主な理由の上位5位

【中学校】

主な理由	
1位	部活動指導
2位	授業準備
3位	生徒指導
4位	校務分掌事務
5位	成績処理

※主な理由の上位5位

教師を取り巻く環境③

○令和6年9月の県内市町村立学校の時間外在校等時間の状況（44市町村別）

時間／月	市町村名
25時間超～30時間以下	大子町（29:24），結城市（29:30），八千代町（29:49）※3市町（6.8%）
30時間超～35時間以下	笠間市，北茨城市，取手市，つくば市，守谷市，古河市，下妻市，常総市，坂東市，境町※10市町（22.7%）
35時間超～40時間以下	水戸市（38:44） ，常陸大宮市，那珂市，茨城町，城里町，日立市，常陸太田市，高萩市，鹿嶋市，土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，かすみがうら市，つくばみらい市，美浦村，阿見町，河内町，利根町，筑西市※ 19市町村（43.2%）
40時間超～45時間以下	ひたちなか市，小美玉市，東海村，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市，牛久市，稻敷市，桜川市，五霞町※11市町村（25.0%）
45時間超～50時間以下	大洗町※1町（2.3%）

※茨城県教育委員会ホームページ

教師を取り巻く環境④

加えて近年は、全国的に

子どもたちが抱える課題が複雑化・困難化

- ・不登校児童生徒数の急増 ⇒ 小中学校で約35万人と過去最多 ※1
- ・いじめの重大事態の発生件数の増加 ⇒ 1年間で1,039件と過去最多 ※2
- ・暴力行為の発生件数の増加 ⇒ 1年間で約10万4千件と増加傾向 ※3
- ・特別の支援教育を必要とする児童生徒数の急増
- ・虐待を受けている児童生徒の増加
- ・外国人等の日本語指導が必要な児童生徒の増加
- ・子どもの貧困やヤングケアラーなどの課題



保護者等からの学校・教師に対する期待の高まりから、結果として業務が積み上がっている。

※1 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）から小中学校のみを抽出

※2 ※3 令和5年度「問題行動調査」（文部科学省）から小中学校のみを抽出

教師を取り巻く環境⑤

さらには、

教師不足や教師のメンタルヘルス不調が喫緊の課題となっている。

- ・欠員数 ⇒ 小中学校で1,701人 ※1
- ・病気休職者数 ⇒ 小中学校で6,376人 ※2
うち、精神疾患を要因とした休職者数
⇒ 小中学校で4,803人 ※2
- ・高ストレス ⇒ 小学校で10.0%
中学校で13.2%と過去最多 ※3



※1 令和4年度「教師不足に関する実態調査」（文部科学省）

※2 令和4年度「公立学校教職員の人事行政状況調査」（文部科学省）

※3 令和6年6月「公立学校共済組合のストレスチェックデータ分析結果報告書」（公立学校共済組合）

教師を取り巻く環境⑥

また、近年は、

保護者等からの過剰な苦情等にも苦慮しており、行政による**支援体制の強化が急務**となっている。

○「学校弁護士相談事業」相談実績

令和5年度 55件 うち、**保護者対応29件 (52.7%)**

令和6年度 55件 うち、**保護者対応31件 (56.4%)** *

傾聴・受容・共感し、
話の本質を見極め



子どもを中心に考え、
「対立」から「協力」へ

○保護者や市民等からの相談件数（学校管理課）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 *
学校関係	26件 (16.0%)	52件 (25.2%)	30件 (28.0%)
教職員関係	44件 (27.2%)	71件 (34.5%)	40件 (37.4%)
児童生徒関係	46件 (28.4%)	23件 (11.2%)	12件 (11.2%)
その他	46件 (28.4%)	60件 (29.1%)	25件 (23.4%)
合計	162件 (100.0%)	206件 (100.0%)	107件 (100.0%)

* 令和6年度は、10月31日現在

教師を取り巻く環境⑦

若手教諭（20歳代、30歳代）においては、2016（平成28）年時点では上位5位に入っていたなかった「**保護者対応**」が、2022（令和6）年時点では、上位5位以内に入っており、高ストレス者の**ストレス要因**としての選択割合が上昇している。



○高ストレス者のストレス要因の比較（2016（平成28）年・2022（令和6）年比較）

＜全学校種・教諭・20歳代＞

		要因	選択割合
2016年	1位	対処困難な児童生徒への対応	28.9
	2位	事務的な業務量	20.8
	3位	人間関係（同僚）	18.9
	4位	部活指導	18.1
	5位	人間関係（上司）	16.4

※ 保護者対応：14.3(7位)

		要因	選択割合
2022年	1位	対処困難な児童生徒への対応	32.8
	2位	事務的な業務量	24.4
	3位	保護者対応	17.4
	4位	校務分掌	16.5
	5位	学習指導	14.6

※ 部活指導：13.8(7位)
人間関係（同僚）：13.3(8位)

＜全学校種・教諭・30歳代＞

		要因	選択割合
2016年	1位	事務的な業務量	26.0
	2位	対処困難な児童生徒への対応	23.6
	3位	人間関係（同僚）	21.6
	4位	校務分掌	19.6
	5位	部活指導	15.6

※ 保護者対応：14.8(6位)

		要因	選択割合
2022年	1位	事務的な業務量	26.9
	2位	対処困難な児童生徒への対応	25.9
	3位	校務分掌	23.0
	4位	人間関係（同僚）	19.2
	5位	保護者対応	17.6

※ 部活指導：11.9(7位)

「全ての子どもたちへのよりよい教育を実現」

するため、更なる学校における環境整備を推進する必要がある。

教師がはつらつとした元気な姿で、子どもたちの前に立つ



- ・教師の**健康を守ること**はもとより、教師の**人間性や創造性**を高め、**高い専門性を発揮**できる
ようにするとともに、**知識・技能等を学び続けられる環境の整備**
- ・新たな学びの実現に向けて、教師の**資質能力の向上**や多様な人材の**教育界内外からの確保**に
より、**質の高い教職員集団を実現**
- ・**若手教師や教職志願の学生**を引きつけるため、**抜本的に教職の魅力を向上**

※令和6年8月 中央教育審議会「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」

これまでの本市の取組①

令和3年2月に「**水戸市教職員の働き方改革基本方針**」を策定し、**4つの視点**で取組を進めている。

視点1 業務改善の推進

■保護者連絡ツールの全校導入（令和6年度）

○電話で行っていた保護者からの欠席連絡や紙で配っていた学校からのお知らせ等を電子化



- ・以前は時間を要していた全校生徒の出席状況がひとめで把握できるようになりました。
- ・今まで欠席した子どもの家へお手紙を届けていましたが、連絡ツールで保護者へ伝言できています。

■校務支援システムや汎用クラウドツール等を活用したペーパーレス化（令和5・6年度）

○教育委員会への提出書類に係る押印省略・電子申請・調査・アンケート等

これまでの本市の取組②

■学校徴収金のキャッシュレス化と口座振替の推進（令和5年度）

- インターネットバンキングの全校導入と学校徴収金事務効率化補助金の交付



- ・金融機関に行く手間と時間が省け、業務に取り組むことができるようになりました。
- ・現金を取り扱わないので、安全性の確保や事故の未然防止にも繋がっています。

■夏季休業に係る作品募集の見直し（令和4・5年度）

- 市が作品募集一覧の作成・配布及び学校取りまとめの軽減や提出期限の見直し、作品選出の軽減

■就学援助費及び日本スポーツ振興センター災害給付金の保護者口座払い（令和3年度）

- 学校を通さずに、市が直接保護者の口座へ振込

■学校給食費の公会計化（平成28年度）

- 学校給食費を市の歳入予算・歳出予算に計上し、議会の承認を経た上で、市が徴収・管理

これまでの本市の取組③

視点2 職場環境の充実

■管理職のマネジメント能力育成のための研修会等の開催（毎年度）

○令和6年度は、これまでの管理職研修会に加え、精神科医と弁護士を講師に、「保護者からの過剰な苦情や不当な要求への対応と教職員の心の健康に関する講演会」を開催（**若手・中堅教師を中心**に約200名が参加）



- ・精神科医や弁護士という異なる専門家からの視点での話がとても興味深かったです。
- ・法律の観点での話や精神疾患の具体的な話が聞けて良かったです。

■支援スタッフの配置（毎年度拡充）

○学力向上サポーター、英語指導助手（AET）、日本語指導員、校内フリースクール支援員、部活動指導員、特別支援教育支援員、医療的ケア看護職員、特別支援教育専門員、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー（SC）、ICT支援員、学校図書館支援員
(例：県派遣に加え、令和4年度 SSW 1名 ⇒ 令和6年度 SSW 2名・SC 1名)

これまでの本市の取組④

■自動音声応答装置の全校導入（令和3年度）

- 勤務時間外及び週休日や祝日等の勤務を要しない日の電話を自動音声により対応



- ・時間外の急な電話対応がないので、業務に集中できます。
- ・保護者への電話もできる限り勤務時間内に掛けることを心がけるようになりました。

■学校弁護士相談事業の実施（令和3年度）

法的な知識を基盤とした誠実な対応

- 学校の様々な問題について、学校が**気軽に直接**弁護士と**相談**し、問題の早期解決



- ・学校弁護士からの助言を受け、保護者へ法的根拠に基づいた説明をしたところ、納得していただけた。
- ・適切かつ有効なアドバイスをくれる学校弁護士の存在は心強く、保護者等に対して毅然とした姿勢で対応できました。
- ・これまで、法的ルール調査や校内会議等に時間をかけていたが、学校弁護士に相談することで、各事案への対応時間が大幅に縮減されました。

これまでの本市の取組⑤

視点3 部活動の在り方の見直し

■部活動指導員の配置（平成30年度）

- 専門的な知識を生かした技術指導



- ・顧問である部活動の競技経験がないことや、指導に自信のない教員であったことから、部活動に係る負担が軽減した。
- ・専門的な指導を受けた生徒が部活動に取り組む姿勢が向上し、平日の部活動にも効果が現れており、顧問が指導しやすくなっている。
- ・生徒や保護者の依頼により、総合体育大会等にも指導員がベンチに入り、顧問の采配を助け、上位大会に進出する部活動も出ている。

視点4 教職員の意識改革

■タイムレコーダーの全校導入（平成30年度）

- 客観的に勤務時間把握するとともに、時間外勤務の多い教職員との面談を実施

■年360時間の月別配分値の提示（令和3年度）

- 毎月、学校ごとに時間外在校等時間等を視覚的に示した資料等を配布



今後の取組の方向性①

国の主な取組

■教師の待遇改善

- 中央教育審議会答申や骨太の方針 2024 を踏まえ、教職の職務の重要性や勤務の状況に応じた改善を図ることとし、教職調整額の改善や各種手当の充実を図る。
(教職調整額：4 %（現行）⇒ 13% ・学級担任への手当の加算：月額 3,000 円 ・管理職手当の改善)

■小学校における教科担任制の拡充

- 令和 4 年度から推進してきた高学年に加え、中学年についても教科担任制を推進する。
- 新規採用教師の持ち授業時数軽減のため、教科担任制を推進する。

学校における働き方改革の更なる加速化

／＼
一体的・総合的に推進

教師の待遇改善

■生徒指導担当教師の全中学校への配置

- 急増する不登校やいじめ等に対応し、誰一人取り残されない学びを支援する。

■副校長・教頭マネジメント支援員の配置

- 退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者等を活用し、副校長・教頭の厳しい勤務実態を踏まえ、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するための人材の配置を支援する。

学校の指導・運営体制の充実

今後の取組の方向性②

県の主な取組

■教員業務支援員の全校配置 ⇒ 県に引き続き要望

- 学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事等の準備補助等を支援する。

ウェルビーイングの向上



水戸市の主な取組

■学校支援員の配置に向けた検討

- 保護者等や学校から学校管理課に寄せられる相談件数は年々増加し、相談内容も多様化、複雑化している。
そのため、学校管理職OBを活用し、学校だけでは対応が難しい事案等を解決に向け支援する。
※保護者等（学校を除く）からの学校・教職員関係の相談件数 令和4年度 162件 ⇒ 令和5年度 206件

■通話録音装置の全校設置に向けた検討

- 保護者等からの学校に対する過剰な苦情や教師に対する威圧的・高圧的な言動が増加している。
そのため、過剰な苦情等の抑制を図るとともに、教職員の応対品質の向上や業務の公正かつ適正な執行を確保するため、学校の電話に録音を通告するアナウンス機能を搭載した通話録音装置を設置する。

今後の取組の方向性③

■学校間における指導案の共有化

- 計画訪問の指導案や研究授業の指導案等のデジタル化及び共有化を図る。

■校務DX化の推進（学校内や学校間等の連絡のデジタル化）

- 校務支援システムを中心に据えた活用促進を図る。
- 保護者連絡ツールの更なる活用促進を図る。

■部活動指導員の配置拡充に向けた検討

- 平成30年度から配置してきた中学校に加え、学習指導要領に定めのない小学校の部活動（休日に活動し、かつ大会に参加しているもの）についても、部活動指導員を配置する。



その他、**学校現場の意見を聴取**しながら、効果的で実行力のある取組を推進する。

参 考

教師の1日のスケジュール(例)

水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

水戸市教育委員会

令和3年2月策定

目次

1 策定の背景・目的	1
2 現状と課題	2
3 働き方改革を推進するための4つの視点	3
(1) 業務改革の推進	
(2) 職場環境の充実	
(3) 部活動の在り方の見直し	
(4) 教職員の意識改革	
4 今後の展開	6
用語解説	7

水戸市教職員の働き方改革基本方針

～ 子どもたちと向き合う時間を確保するために ～

1 策定の背景・目的

近年、少子化の進展や社会・経済の変化等により、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、全国的に教職員の長時間勤務の解消が課題となっております。厚生労働省によると、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因であり、時間外勤務が月 45 時間を超えて長くなるほど健康障害のリスクが徐々に高まり、月 100 時間超、又は 2~6か月平均で月 80 時間を超えると業務と健康障害との関連が強い（※1）とされています。国が平成 28 年度に実施した「教員勤務実態調査」においては、小学校で約 3 割、中学校で約 6 割が月 80 時間以上に相当する時間外勤務（※2）の実態が改めて明らかとなりました。

このような状況を受け、平成 31 年 1 月に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」が文部科学省に提出されました。それを受け、文部科学省は「学校における働き方改革」の総合的な方策を示すとともに、時間外勤務の上限の目安時間を 1 か月当たり 45 時間以内、1 年当たり 360 時間以内などとする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。

本市におきましては、従前より教職員の長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、時間外勤務の状況を調査するとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組を実施してまいりました。また、令和 2 年 3 月に水戸市立学校管理規則を一部改正し、ガイドラインに沿って新たに教職員の時間外勤務の上限を規定いたしました。

しかしながら、長時間勤務となっている教職員数は依然として高い割合にあることから、教職員の働き方改革のより一層の充実・強化を図り、教職員が情熱とやりがいをもって働くことができる職場環境を整備することで、教職員が心身ともに充実して子どもたちと向き合い、学校教育の質を維持・向上させることにより、質の高い学校教育の実現を図れるよう、「水戸市教職員の働き方改革基本方針」を策定するものです。

※1 労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果（厚生労働省）による。

※2 時間外勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間である 1 週間当たり 38 時間 45 分（1 日当たり 7 時間 45 分）を減じた時間とします。なお、在校等時間には、外的的に把握することができる自主的・自発的な勤務や週休日の部活動、職務として行う児童生徒の引率等の校外での勤務についても含むものとします。

2 現状と課題

教職員の業務負担軽減については、これまで様々な取組を実施してきたところですが、いまだ長時間勤務の実態は深刻な状況となっています。

業務と健康障害との関連が強いとされる1か月当たりの時間外勤務が80時間以上の延べ人数は、平成27年度と令和元年度を比較すると、小中学校において2,475人(16.5%)から1,508人(10.6%)に減少しており、特に中学校においては、1,868人(33.5%)から968人(17.5%)と大幅に減少しているものの、より一層の改善が必要となっています。

年度別時間外勤務の推移（1年間の延べ人数）(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	80～100時間	369	388	559	552	419
	100時間以上	238	167	203	199	121
	合計	607	555	762	751	540
中学校	80～100時間	971	858	977	963	752
	100時間以上	897	806	927	582	216
	合計	1,868	1,664	1,904	1,545	968
小中学校 合計	80～100時間	1,340	1,246	1,536	1,515	1,171
	100時間以上	1,135	973	1,130	781	337
	合計	2,475	2,219	2,666	2,296	1,508

水戸市立学校管理規則では、時間外勤務の上限を1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と定めておりますが、令和元年度において、1か月当たり45時間以上の延べ人数は、小学校が4,125人(47.2%)、中学校が3,593人(64.9%)、合計7,718人(54.1%)となっています。

令和元年度 月別時間外勤務の状況(単位：人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
小学校	45～80時間	397	406	392	352	13	369	385	359	258	262	307	85	3,585
	80～100時間	54	72	83	30	2	27	64	33	11	9	24	10	419
	100時間以上	16	13	25	8	0	12	15	11	4	2	9	6	121
	合計	467	491	500	390	15	408	464	403	273	273	340	101	4,125
中学校	45～80時間	238	267	239	271	41	264	243	249	240	249	277	47	2,625
	80～100時間	109	96	116	57	1	83	96	102	28	23	39	2	752
	100時間以上	51	25	41	17	0	20	25	26	2	1	6	2	216
	合計	398	388	396	345	42	367	364	377	270	273	322	51	3,593
小中学校 合計	45～80時間	635	673	631	623	54	633	628	608	498	511	584	132	6,210
	80～100時間	163	168	199	87	3	110	160	135	39	32	63	12	1,171
	100時間以上	67	38	66	25	0	32	40	37	6	3	15	8	337
	合計	865	879	896	735	57	775	828	780	543	546	662	152	7,718

※令和元年度教職員数：小学校728人、中学校461人（義務教育学校は中学校に含む。）

予測不可能な現代を生き抜く子どもたちに必要な資質・能力を高める教育を行っていくためには、教員が授業や授業準備に集中し、教育の質を高められる環境を構築できるよう、さらなる教職員の働き方改革を推進することが必要不可欠です。

3 働き方改革を推進するための4つの視点

次の4つの視点で、取組を実施します。

- (1) 業務改善の推進
- (2) 職場環境の充実
- (3) 部活動の在り方の見直し
- (4) 教職員の意識改革

(1) 業務改善の推進

〔これまでの取組〕

- 総括事務長の配置（市教委）[令和2年度]
- 校務支援システム（C4th）の導入（市教委）[平成29年度]
- 学校給食費の公会計化（市教委）[平成28年度]
- 学校徴収金の会計処理をシステム化（学校）[平成28年度]
- スクールボランティアの活用（市教委・学校）
- 学力向上サポーターの配置（市教委）
- 会議、研修、照会業務の削減（市教委・学校）

〔今後の検討事項〕

- 学校行事の見直し（学校）

【具体例】 運動会や授業参観、家庭訪問等の実施方法など。

- 日課表の見直し（市教委・学校）

【具体例】 日課の取扱いについては、これまで学校ごとに対応していたが、朝の時間の効率化や業間休み・昼休み等の時間短縮、清掃回数の見直しなど、今後は教育委員会が方針を示し、全校統一した取組として実施する。

- 外部人材等の活用（市教委・学校）

【具体例】 スクールボランティア、スクールガード等の地域ボランティアや学力向上サポーター、学習指導員、学校サポーターなど。

- 学校運営協議会の活用（学校）

【具体例】 学校運営方針の共有と各委員のネットワーク、地域の人的資源の発掘、地域住民・団体等をつなぐ協働体制（ボランティア活動等）づくりなど。

○ 学校長口座払いの見直し（市教委・学校）

【具体例】 就学援助費等の保護者口座への直接振り込みなど。

○ 学校・保護者間の連絡手段のデジタル化（市教委・学校）

【具体例】 保護者からの欠席・遅刻連絡や保護者向けアンケート、年度始めの提出書類や学校行事の参加申し込みのオンライン化、学級・学年だより等のお便りのオンライン配信など。

※ デジタル環境への対応が難しい家庭に対しては、文書による手続き等をこれまでどおり実施する。

○ 押印の見直し（学校）

【具体例】 校内文書や学校・保護者間の連絡など、文書ごとに押印の必要性を精査し、内容によっては押印手続きの省略や様式の見直しを行う。

（2）職場環境の充実

〔これまでの取組〕

○ 管理職のマネジメント能力育成のための研修（市教委）

〔今後の検討事項〕

○ 自動音声応答装置の導入（市教委）

【具体例】 勤務時間外（時間帯は検討のうえ設定）の電話対応に係る負担軽減のための自動音声応答装置を導入する。なお、児童生徒の生命に関わる事案等については、緊急の連絡先を設定する。

○ 学校法律相談事業の実施（市教委）

【具体例】 学校が弁護士に気軽に相談できる体制を整備し、学校で発生する様々な問題（いじめ等の子どもの問題行動や保護者の行き過ぎたクレーム、教職員の指導方法など）に対する法的なアドバイスを受ける。

○ 学期末事務処理時間（学期末に5時間授業日の設定）の確保（市教委・学校）

【具体例】 学期末の授業日の取扱いについては、これまで学校ごとに対応していたが、今後は教育委員会が方針を示し、全校統一した取組として実施する。

(3) 部活動の在り方の見直し

〔これまでの取組〕

- 部活動の活動方針の策定（文化部活動含む）（市教委・学校）〔令和元年度〕
- 運動部活動の活動方針の策定（市教委・学校）〔平成30年度〕
- 部活動指導員制度の導入（市教委）〔平成30年度〕
- スクールボランティア（部活動指導補助等）の活用（市教委・学校）

〔今後の検討事項〕

- 部活動指導員の配置の拡充（市教委）

【具体例】 部活動の技術指導や大会への引率等を、顧問教員の代わりに単独で行うことができる部活動指導員の配置を拡充する。※令和2年度：12校 12名

- 部活動の活動方針の見直し（市教委・学校）

【具体例】 導入後の実績を分析し、休養日や部活動時間の設定について見直しを行う。

(4) 教職員の意識改革

〔これまでの取組〕

- 水戸市立学校管理規則の一部改正（教職員の勤務時間の上限の規定を追加）（市教委）〔令和2年度〕
- 学校閉庁日（夏季休業中3日、冬季休業中2日）の設定（市教委）〔令和元年度〕
- 適正な勤務時間（タイムレコーダーの導入等）の管理（市教委）〔平成30年度〕
- 労働安全衛生管理（ストレスチェックや産業医による面接指導等）の実施（市教委）

〔今後の検討事項〕

- 年360時間の月別配分値の提示（市教委）

【具体例】 教職員が年間を通じた計画的な時間配分を意識して業務を行うよう、時間外勤務時間の上限である年360時間の月別配分値を提示する。

- 変形労働時間制の実施（市教委・学校）

【具体例】 時期ごとに発生する事務や繁忙期・閑散期にあわせて、労働時間を月単位・年単位等で調整し、法定労働時間の範囲内で柔軟に労働時間を設定（「休日のまとめ取り」のような一定期間に集中した休日の確保等）する。

※ 県費負担教職員の勤務条件等は、茨城県条例で定められているため、実施に当たっては、県条例の改正が前提となる。

4 今後の展開

教職員の働き方改革を推進するためには、この方針に基づいた取組を市教育委員会、各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要があります。

そのため、以下の点に留意しながら、取組を進めることとします。

- 教職員の働き方改革の取組状況等について、常に点検や検証を行い、必要に応じた見直しを行います。
- 市教育委員会は、市内外の効果的な事例を調査研究することにより、取組をさらに推進します。
- 地域や学校の実情により、校長の裁量に委ねる取組も想定されますが、教職員の働き方改革の趣旨を逸脱しないことを共通認識として進めます。
- この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場で、さまざまなアイディアを出し合い、積極的に新たな取組を進めます。

用語解説

- 総括事務長

学校事務の共同実施を行う5つのグループを総括する学校事務職員

- 校務支援システム

成績処理や出欠管理等の教務系、健康診断等の保健系、指導要録等の学籍系、学校事務系等を統合したシステム

- スクールボランティア

学校における教育活動や部活動指導補助、花壇の手入れ等の環境整備等を行う地域ボランティア

- スクールガード

学校に事前に登録し、登下校時間に通学路等の巡回パトロールや危険箇所の監視などをを行う地域ボランティア

- 学力向上サポートー

学校で担任や各教科担任を支援し、個の習熟度に応じた学習や少人数指導などを行う教員免許を持つ講師

- 学習指導員

新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校で児童生徒の学習サポート等を行う教員免許を持つ講師

- 学校サポートー

新型コロナウイルス感染症への対応のため、学校で学習プリント等の準備や消毒作業等を行う地域人材

- 部活動指導員

校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を顧問教員の代わりに単独で行う地域人材